

質問書に対する回答19

件名) 首都圏中央連絡自動車道 横芝光舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	質問回答16-6 質問回答16-8 コンクリートシール工 t = 10 c m	質問回答16-6について、コンクリートシール工t=10cmに「砂：11.8m ³ 」が計上されているとご回答いただいております。 また、質問回答16-8では、箱抜き内の砂埋戻しは「購入材ではなく客土掘削 土砂Aでの計上」であるにご回答いただいております。 これは、コンクリートシール工t=10cmに計上されている「砂：11.8m ³ 」は、モルタルt=5cm下の砂の部分であり、その更に下部の支柱周りの埋戻しは、コンクリートシール工t=10cmでは無く、単価項目-番号1-客土掘削 土砂Aに計上されているということでしょうか。	モルタルt=5cm下の砂の部分と、その更に下部の支柱周りの埋戻しに要する費用はいずれもコンクリートシール工に含まれるものであり、土木工事積算基準第7編土工 客土掘削_土砂Aでの計上を想定しております。
2	質問回答16-6 コンクリートシール工 t = 10 c m	コンクリートシール工t=10cmに計上されている「モルタル：11.8m ³ 」の歩掛りは、土木積算基準R6における舗装工-舗装関連作業におけるモルタル1：3で計上されていますでしょうか。 異なる場合、歩掛り区分をご教示願います。	土木工事積算基準第13編「コンクリート構造物工」3-3の適用を想定しています。
3	質問回答16-6 コンクリートシール工 t = 10 c m	コンクリートシール工t=10cmに計上されている「砂：11.8m ³ 」の砂の種類は、①洗い砂荒目②洗い砂細目③コンクリート用砕砂④砂-クッション用⑤砂-埋戻し用のどちらで想定されていますでしょうか。 また、歩掛りは土木工事積算基準R6における、人力構造物掘削（埋戻し）土砂Iにて計上されていますでしょうか。 異なる場合、歩掛り区分をご教示願います。	使用する砂は土砂C相当を想定しています。 過去の実績に基づき算出することを想定しております。
4	質問回答15-6	プラントの敷地造成・材料置場・場内道路費にて使用した敷均し材の処分は「流山市内の残土処分」とご回答いただいております。 想定されている残土処分地は、「UCR建設発生土受入地-江戸川流山ヤード」でお考えでしょうか。	具体的な運搬先の提示はしません。
5	3/9国道296号(仮称)設計図 P35/39 踏板フレーム	踏板フレームについて、設計図P27/39に「施設設備は別途工事」と記載があります。 これは、設計図P35/39 料金所舗装版工詳細図(9)(参考図 別途工事)に記載のある材料および施工の全ての内容において、当工事の当初積算には計上されていないと考えてよろしいでしょうか。 また、設計図P34/39 料金所舗装版工詳細図(8)に記載のある、軸重計部の配管についても同様でしょうか。	そのとおりお考えください。